

丸山公園施設の利用時間 などが変わりました

あいち共同利用型施設予約システム導入のため丸山公園の運動広場とテニスコートの利用時間と、使用料の区分を一部変更しました。

対象 十月一日使用分から
利用時間
夏時間と冬時間の設定となります。

左表の通り

改正前

施設の名称	利用日	利用時間
運動広場 テニスコート	1月4日から12月28日まで	日の出から午後9時まで



改正後

施設の名称	利用日	利用時間
運動広場 テニスコート	1月4日から12月28日まで	1月4日から3月31日までおよび10月1日から12月28日まで 午前7時から午後9時まで
		4月1日から9月30日まで 午前6時から午後9時まで

改正前

	夜間照明設備使用料(施設使用料含む)
運動広場	最初の1時間 4,080円
	以後30分ごと 2,040円
テニスコート	最初の1時間 490円
	以後30分ごと 240円

改正後

	施設使用料	夜間照明設備使用料
運動広場	1時間ごと 320円	最初の1時間 3,760円
		以後30分ごと 1,880円
テニスコート	1時間ごと 210円	最初の1時間 280円
		以後30分ごと 140円

夜間使用料は、施設使用料+夜間照明設備使用料 10月1日から

公園施設使用料早見表

時間	使用料		夜間照明設備使用の場合	
	運動広場	テニスコート	運動広場	テニスコート
1	320	210	4,080	490
1.5	640	420	6,280	840
2	640	420	8,160	980
2.5	960	630	10,360	1,330
3	960	630	12,240	1,470

使用料
施設使用料と夜間照明設備使用料とは、別計算となります。
左表の通り
問い合わせ先 建設課
☎(48)1111(内288)

行政相談を ご利用ください

秋の行政週間 10月16日～22日

総務省では、国や特殊法人などが行っている仕事について、皆さんからの苦情や意見・要望を聴いて、あつせんする「行政相談」を行っています。十月十六日(月)から二十二日(日)まで、「行政相談週間」を実施します。年金、保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについて、苦情や意見・要望がありましたら、気軽に相談ください。

相談は、無料で秘密を守ります。
行政相談委員
氏名 山内 林 氏
住所 大字阿久比字松畑37
☎(48)0314

一日合同行政相談所を開設
中部管区行政評価局では、次のとおり、「一日合同行政相談所」を開設します。

年金、税金、登記などの行政相談をはじめ、相続、離婚などの法律相談も受け付けますので、気軽にご利用ください。

日時 十月十七日(火)
午前10時～午後3時
場所 名古屋市栄オアシス21
「銀河の広場」

一日相談所長 ZIPP FMコミュニ
ジックナビゲーター池山文さん
問い合わせ先 中部管区行政評価局
☎052(972)7415
次のところでも相談に応じていますので、ご利用ください。

名古屋総合行政相談所 名古屋市中区栄3-2-17(栄ビル九階)
☎052(961)4522

相談時間は午前10時～午後6時
(休業日、祝日は休み)
行政苦情110番

(総務省中部管区行政評価局首席行政相談官室)
名古屋市中区三の丸2-5-1

(名古屋合同庁舎第2号館)
☎052(962)1100